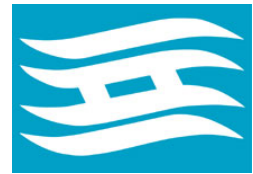


# 兵庫県公報

平成23年5月16日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

福祉のまちづくり条例の一部改正により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）の基準適合義務の制度を活用し、整備基準の実効性の向上を図ることとされたこと、福祉のまちづくりアドバイザーの制度及び県民参加型特定施設の認定の制度が設けられたことに伴い、次のとおり、所要の整備を行うこととした。

#### 1 特定施設整備基準

##### (1) 公益的施設の定義

特定施設整備基準の対象となる公益的施設を法に基づく特別特定建築物の整理に応じて再構成する等の整備を行う。

##### (2) 特定施設整備基準の再構成

法に基づく建築物移動等円滑化基準の整理に応じて特定施設整備基準の項目を再構成するとともに、同基準に高齢者等利用経路（特定施設に多数の者又は主として高齢者等が利用する居室を設ける場合に道等から当該利用居室までの経路を高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路）、エレベーターのかご内への非常時の情報伝達に関する設備、便所への乳幼児を座らせることができる設備等に係る基準を追加する。

#### 2 建築物移動等円滑化基準

##### (1) 建築物移動等円滑化基準の適用規模

移動等円滑化基準の適用規模を1(1)の区分に応じて定める。

##### (2) 建築物移動等円滑化基準に付加する事項

建築物移動等円滑化基準に付加する事項を1(2)の区分に応じて定める。

##### (3) 制限の緩和

建築物移動等円滑化基準（(2)により付加する事項に限る。）の緩和の認定を受ける場合の申請手続を定める。

#### 3 特定施設の整備状況に関する情報の公表

整備状況に関する情報を公表する特定施設及び規模、公表する情報並びに公表の方法を定める。

#### 4 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件及び福祉のまちづくりアドバイザーのあっせんに係る申請手続について定める。

(2) 県民参加型特定施設の認定に係る申請手続、当該認定を受けた特定施設に係る報告の徴収及び当該認定の取消しについて定める。

#### 5 小規模購買施設等整備基準及び住宅整備基準

小規模購買施設等整備基準及び住宅整備基準について、1(2)に伴い、基準を追加する等の整備を行う。

#### 6 その他

(1) 特定施設、公共施設、小規模購買施設等の施設及び共同住宅等の建築等の届出書に添付する整備の計画を記載する調書の様式は、それぞれ知事が定めるものとする。

(2) その他規定の整備を行う。

## 規 則

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第25号

## 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第1条第6項」を「第1条第8項」に改める。

第5条中「第1条第7項」を「第1条第9項」に改める。

第7条第1項中「自動車駐車場」の右に「その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）」を加え、同条第2項第7号を次のように改める。

(7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書

第12条第1項中「第21条第1項」を「第21条第2項」に改め、同条第2項第3号中「公園等整備調書（様式第10号）」を「知事が別に定める様式による公共施設の整備の計画を記載した調書」に改める。

第12条の5第1項中「第24条の7第1項」を「第24条の12第1項」に改め、同条第2項中「第12条の3第2項各号」を「第12条の7第2項各号」に改め、同条を第12条の9とする。

第12条の4中「第24条の6」を「第24条の11」に改め、同条を第12条の8とする。

第12条の3第1項中「第24条の4」を「第24条の9」に、「第24条の6」を「第24条の11」に改め、同条第2項第4号を次のように改める。

(4) 知事が別に定める様式による小規模購買施設等の施設の整備の計画を記載した調書

第12条の3を第12条の7とする。

第12条の2中「別表第4の2」を「別表第4の5」に改め、同条を第12条の6とし、同条の前に次の4条を加える。

（整備状況に関する情報の公表）

第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。

2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項（特定施設整備基準に該当するものに限る。）とする。

- (1) 主要な出入口の戸の形式
- (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無
- (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が安全かつ快適に利用することができる便所の有無
- (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況
- (5) ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる客室（以下「車椅子利用者利用客室」という。）の有無並びに点灯及び音声により非常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無
- (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者利用駐車施設」という。）の有無
- (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備まで視覚障害者を誘導するための設備の有無
- (9) 固定式の観覧席又は客席を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる観覧スペース及び集団補聴設備の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 日本工業規格Z8210に定められている図記号（以下「J I S適合図」という。）を用いる等、高齢者等に分かりやすく表示すること。
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示することとされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示すること。

4 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) インターネットの利用

(2) パンフレットその他これに類するものへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

5 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければならない。

(建築の規模)

第12条の3 条例別表第1に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表第4の3のとおりとする。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第11条から第21条までの規定を政令第22条第2号から第6号までに掲げる建築物の部分に適用させる場合にあつては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル以上（公衆便所にあつては、50平方メートル以上）の規模とする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、別表第4の4のとおりとする。

2 条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の写し（建築物の構造に係る図書のうち知事が別に定めるものを除く。）

(2) 知事が別に定める様式による特別特定建築物（条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の建築の計画を記載した調書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第15条第2項第1号を次のように改める。

(1) 知事が別に定める様式による共同住宅の整備の計画を記載した調書

第17条の次に次の5条を加える。

(福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件)

第17条の2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第33条の3第1項の規定による登録を行うものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であつて、知事が指定する研修を受講した者

(2) 福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であつて、知事が指定する建築又は福祉に関する資格を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者

(福祉のまちづくりアドバイザーのあつせん)

第17条の3 条例第33条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）のあつせんに求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあつせん申請書（様式第14号）により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書

(2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書

(3) 特定施設の整備を予定している場合にあつては、工事工程表

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 知事は、第1項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあつせんするものとする。

(県民参加型特定施設の認定)

第17条の4 条例第33条の4の規定による認定（以下この条から第17条の6までにおいて「認定」という。）は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者（以下「特定施設の所有者等」という。）の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書（様式第15号）に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。
  - (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
  - (2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書
- 3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容
  - (2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況
- 4 知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内容を適切に反映して整備及び運営が行われていると認めるときは、当該特定施設を県民参加型特定施設として認定するものとする。
- 5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。（報告の徴収等）

第17条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。（認定の取消し）

第17条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第18条の見出しを「（勧告に従わない場合の公表）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

施設の利用	施設の規模
1 学校	全ての規模
2 病院又は診療所（以下「病院等」という。）	
3 次に掲げる客席を設ける施設（以下「劇場等」という。） (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 集会場又は公会堂	
4 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下「官公署」という。）	
5 次に掲げる社会福祉施設（以下「老人ホーム等」という。） (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
6 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設（以下「運動施設」という。）	
7 博物館、美術館又は図書館（以下「博物館等」という。）	
8 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「銀行等」という。）	

9 自動車教習所	
10 次に掲げる公共の交通機関の施設（以下「公共の交通機関の施設」という。） (1) 鉄道の駅及びこれと一体として利用者の用に供する施設 (2) 軌道の停留場及びこれと一体として利用者の用に供する施設 (3) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（別表第4の3及び別表第4の4において「停車場等」という。）	
11 公衆便所	
12 公共用歩廊	
13 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（以下「地下街等」という。）	
14 展示場	床面積の合計100平方メートル以上の規模
15 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物販店舗」という。）	
16 ホテル等	
17 遊技場	
18 公衆浴場	
19 飲食店	
20 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（以下「理髪店等」という。）	
21 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「クリーニング取次店等」という。）	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（以下「学習塾等」という。）	
23 路外駐車場等	

別表第2（第4条関係）

施設の利用用途	施設の規模
1 共同住宅	床面積の合計2,000平方メートル以上又は戸数の合計21戸以上の規模
2 寄宿舎	床面積の合計2,000平方メートル以上又は室数の合計51室以上の規模
3 事務所又は工場（以下「事務所等」という。）	床面積の合計3,000平方メートル以上の規模

別表第2の2（第4条の2関係）

施設の用途	施設の規模
1 展示場	床面積の合計100平方メートル未満の規模
2 物販店舗	
3 ホテル等	
4 遊技場	
5 公衆浴場	
6 飲食店	
7 理髪店等	
8 クリーニング取次店等	
9 学習塾等	

別表第3（第6条関係）

第1 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整 備 基 準	
	事 項	適 用 規 模
1 高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（以下「高齢者等利用経路」という。）	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（オに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。</p> <p>ア 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）に、高齢者等が利用する居室（以下「高齢者等利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該高齢者等利用居室までの経路（学校又は共同住宅等の施設であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 公益的施設等が共同住宅又は寄宿舍である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舍の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>ウ 公益的施設等又はその敷地に車椅子利用者利用便房（車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができるものとして知事が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を設ける場合 高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。）から当該車椅子利用者利用便房までの経路</p> <p>エ 公益的施設等又はその敷地に車椅子利用者利用駐車施設を設ける場合 当該車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路</p> <p>オ 公益的施設等が公共用歩廊である場合 その一方の側の</p>	別表第1及び別表第2に掲げる規模（以下「基準規模」という。）

	<p>道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p>	
	<p>(2) 高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>基準規模。ただし、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用にあつては、次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模とする。                  ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル以上の規模                  イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル以上の規模                  ウ 路外駐車場等 基準規模</p>
<p>2 出入口</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する（以下「視覚障害者等が利用する」という。）主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。</p>	<p>基準規模</p>
	<p>(2) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口に限る。）は、次に掲げるものとする。                  ア 幅は、80センチメートル以上であること。                  イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。                  ウ 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。                  エ 戸の前後に高低差を設けないものであること。</p>	<p>(7) アからウまでに掲げる事項にあつては、基準規模とする。                  (4) エに掲げる事項にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p>

	<p>(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口を除く。）は、(2)のアからエまでに掲げるものとする。</p>	<p>次に掲げる公益的施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>ア イ及びウに掲げるものを除く公益的施設等 基準規模</p> <p>イ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計1,000平方メートル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 銀行等</li> <li>(4) 地下街等</li> <li>(6) 物販店舗</li> <li>(5) 遊技場</li> <li>(4) 公衆浴場</li> <li>(4) 飲食店</li> <li>(3) 理髪店等</li> <li>(4) クリーニング</li> </ul> <p>取次店等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 学習塾等</li> <li>(2) 路外駐車場等</li> </ul> <p>ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) ホテル等</li> <li>(4) 共同住宅</li> <li>(4) 寄宿舎</li> </ul>
<p>3 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>(1) 高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 病院等</li> <li>(4) 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</li> </ul> <p>ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は</li> </ul>	<p>基準規模</p>



	<p>下端に近接する廊下等の部分</p> <p>(f) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分</p> <p>(g) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分</p>	
	<p>(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものであること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p>
	<p>(3) 次に掲げる公益的施設等にあつては、高齢者等利用経路上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 劇場等</p> <p>ウ 運動施設</p> <p>エ 博物館等</p> <p>オ 展示場</p> <p>カ 物販店舗</p> <p>キ ホテル等</p> <p>ク 飲食店</p>	<p>床面積の合計5,000平方メートル以上の規模</p>
	<p>(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち1以上を高齢者等利用経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。</p> <p>イ 下部に高さ65センチメートル以上であつて、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。</p>	<p>基準規模</p>
<p>4 階段</p>	<p>高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(2) 踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(3) (2)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。</p>	<p>(7) (1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げる事項にあつては、基準規模とする。</p> <p>(f) (3)に掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。</p>

	<p>(6) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。</p> <p>(7) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(8) 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(9) 視覚障害者等が利用する階段の段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分は、この限りでない。</p> <p>ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場の部分</p> <p>イ 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分</p>	
<p>5 傾斜路</p>	<p>(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 勾配が20分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>エ 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>(ロ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の踊場の部分</p> <p>(ニ) 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分</p>	<p>基準規模</p>
	<p>(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、(1)のアからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上</p>	<p>(イ) アに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の</p>

	<p>であること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。</p>	<p>規模とする。ただし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p> <p>(イ) イ及びウに掲げる事項にあつては、基準規模とする。</p>
<p>6 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、高齢者等利用居室、車椅子利用者利用便所又は車椅子利用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ かごの幅は、140センチメートル以上であつて、奥行きは135センチメートル以上であること。</p> <p>エ かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>オ かご内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>カ かご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>ク かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>ケ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>コ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>サ かご内及び乗降ロビーに、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。</p> <p>シ 乗降ロビーは、高低差がないものであつて、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上であること。</p> <p>ス 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けるものであること。</p> <p>セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、こ</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>a 公衆便所 床面積の合計50平方メートル</p> <p>b 路外駐車場等 基準規模</p>

	<p>の限りでない。</p> <p>(7) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>(4) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。</p> <p>(9) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。</p>	
	<p>(2) 共同住宅（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。）にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア 高齢者等利用経路と連結するものであること。</p> <p>イ かごの幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ (1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものであること。</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模</p>
	<p>(3) かごの幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を(1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模</p>
	<p>(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（以下「特殊構造昇降機」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 平成18年国土交通省告示第1492号の第1に規定する特殊構造昇降機であつて、かつ、その構造は、同告示の第2に規定するものであること。</p> <p>イ 昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けるものであること。</p>	<p>基準規模</p>
<p>7 便所</p>	<p>(1) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下7において同じ。）は、次に掲げるものとする。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p> <p>(7) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p>    a 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>    b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1を超えないものであること。</p> <p>(4) 2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p>	<p>基準規模</p>

<p>(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舍を除く。</p> <p>(イ) 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。</p> <p>(ロ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。</p> <p>(ハ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けるものであること。</p>	
<p>(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げる車椅子利用者利用便房を1以上設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。</p> <p>エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。</p> <p>カ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房である旨をJ I S適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p> <p>キ 車椅子利用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(ロ) (2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(イ)については、この限りでない。</p> <p>ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用便房を設けた便所である旨をJ I S適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>a 公衆便所 基準規模</p> <p>b 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル</p> <p>(a) 物販店舗</p> <p>(b) ホテル等</p> <p>(c) 遊技場</p> <p>(d) クリーニング取次店等</p> <p>(e) 共同住宅</p> <p>(f) 寄宿舍</p>
<p>(4) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(3)のイからエまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。</p> <p>ア 車椅子利用者利用便房を設ける公益的施設等（イ及びウを除く。）</p> <p>イ 共同住宅</p> <p>ウ 寄宿舍</p>	<p>基準規模</p>

	<p>(5) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上設けること。</p> <p>ア オストメイトが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けるものであること。</p> <p>イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。</p> <p>(7) 病院等                  (イ) 劇場等                  (ロ) 官公署                  (ハ) 博物館等                  (ニ) 展示場                  (ホ) 物販店舗                  (ヘ) 飲食店</p> <p>ウ イに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設けた便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。</p>	<p>a アに掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とし、公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。</p> <p>b イ及びウに掲げる事項にあつては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。</p>
	<p>(6) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座らせることができる設備（以下「ベビーチェア」という。）を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。</p> <p>ア 学校                  イ 老人ホーム等                  ウ 自動車教習所                  エ 遊技場                  オ 理髪店等                  カ クリーニング取次店等                  キ 学習塾等                  ク 路外駐車場等                  ケ 共同住宅                  コ 寄宿舎                  サ 事務所等</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>(7) 公衆便所 基準規模                  (イ) 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル                  a 物販店舗                  b ホテル等</p>
<p>8 ホテル等の客室</p>	<p>(1) ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子利用者利用客室を1以上設けること。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。</p>	<p>客室の総数50室以上の規模</p>

	<p>(7) 出入口は、7の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 7の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(ロ) 便房は、7の(3)のイからオまでに掲げるものであって、便房の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。</p> <p>(ハ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(ニ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。</p> <p>(ロ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(ハ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(ニ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。</p> <p>(ホ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p>	
	<p>(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>	
<p>9 敷地内の通路</p>	<p>(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げるものであること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 3の(2)に掲げるものであること。</p>	<p>基準規模</p>

	<p>イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。</p> <p>(4) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。</p> <p>ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝ぶたを設けるものであること。</p> <p>(7) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(4) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上は、視覚障害者が安全かつ快適に利用できる経路（以下「視覚障害者利用経路」という。）であること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>(4) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認できる場合</p> <p>(4) 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路がイ及びウに掲げるものである場合</p> <p>イ 視覚障害者利用経路は、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられるものであり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けるものであること。</p> <p>ウ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し段差、傾斜及び車路の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、(7)及び(4)に掲げる部分のうち、3の(1)のウの(7)から(ウ)まで、4の(9)のア及びイ並びに5の(1)のオの(7)から(エ)までに掲げる部分は、この限りでない。</p> <p>(7) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分</p> <p>(4) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>(4) 車路に近接する部分</p> <p>(4) 車路を横断する部分</p>	
<p>10 駐車場</p>	<p>(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上であること。</p>	<p>床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に</p>



	<p>イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。</p> <p>ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設である旨をJ I S適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。</p> <p>エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJ I S適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>掲げる公益的施設等にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p> <p>(7) 公衆便所 床面積の合計50平方メートル</p> <p>(4) 路外駐車場等 基準規模</p>
	<p>(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合には、(1)に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p>	<p>基準規模</p>
<p>11 浴室等</p>	<p>(1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。）を8の(1)のイの(7)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとする。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</p> <p>ウ ホテル等</p> <p>エ 公衆浴場</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合計5,000平方メートル以上の規模とする。</p>
	<p>(2) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>ア 学校</p> <p>イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</p> <p>ウ 運動施設</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、学校にあつては、基準規模とする。</p>
	<p>(3) (2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅が80センチメートル以上のシャワー用の区画を1以上設けるものであること。</p> <p>イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が80センチメートル以上とするものであること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。</p> <p>オ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。</p>	
<p>12 標識</p>	<p>高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の見やすい位置に、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJ I S適合図を用いて表示する標識を</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等</p>

	<p>設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>にあつては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。</p>
<p>13 案内設備</p>	<p>(1) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置をJ I S適合図を用いて表示する案内板その他の設備を設けること。ただし、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>ア 官公署 基準規模</p> <p>イ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル</p> <p>ウ 次に掲げる公益的施設等 床面積の合計2,000平方メートル</p> <p>(7) 学校</p> <p>(1) 物販店舗</p> <p>(9) ホテル等</p> <p>(5) 遊技場</p> <p>(4) クリーニング</p> <p>取次店等</p> <p>(6) 共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舎</p>
<p>14 案内設備 までの経路</p>	<p>道等から13の(2)に掲げる設備又は案内所までの経路(視覚障害者等が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者利用経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>(2) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9の(3)のイ及びウに掲げるものである場合</p>	
<p>15 固定観覧 席</p>	<p>劇場等に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる車椅子使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けるものであること。</p> <p>ア 室の出入口の付近に設けるものであること。</p> <p>イ 室の出入口から当該区画までの通路の床面に高低差がある場合には、5の(1)のアからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。</p> <p>ウ 間口は90センチメートル以上であつて、奥行きは140センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。</p>	<p>床面積の合計1,000平方メートル以上の規模</p>

- 備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。
- 2 1の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により9の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、1の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。
- 3 適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあつては、「自動車の停留又は駐車のために供する部分の面積」とする。

## 第2 公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整 備 基 準	
	事 項	適 用 規 模
1 高齢者等利用経路	第1の1（(1)のイを除く。）に掲げるものとする。	全ての規模。ただし、1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限り、床面積の合計2,000平方メートル以上又は1日当たりの平均乗降客数3,000人以上の規模とする。
2 出入口	第1の2に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。	全ての規模
3 廊下等	第1の3（(1)のイ及び(3)を除く。）に掲げるものとするほか、次に掲げる廊下等の部分は、視覚障害者利用経路とすること。 (1) 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分 (2) (1)に掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分	
4 階段	第1の4に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 (1) 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 (2) 回り階段としないこと。	
5 傾斜路	第1の5に掲げるものとするほか、第1の5の(1)のイに掲げる手すりを両側に設けること。	
6 エレベーターその他の昇降機	第1の6（(2)を除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。 (1) 出入口が複数あるエレベーター（開閉するかごの出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合には、第1の6の(1)のエ及びカを除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、かごの床面積は1.83平方メートル以上であって、かつ、かごの幅は90センチメートル以上であること。 (2) かご及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (3) かご及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。	

7 便所	第1の7（(4)並びに(5)のイ及びウを除く。）に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。	全ての規模。ただし、第1の7の(5)のアに掲げる事項にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。
8 敷地内の通路	第1の9に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 (1) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりの端部の付近に、段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 イ 踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ウ 回り階段としないこと。 (2) 傾斜路には、踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3) 次に掲げる敷地内の通路の部分は、視覚障害者利用経路であること。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上の敷地内の通路の部分 イ アに掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの敷地内の通路の部分	全ての規模
9 駐車場	第1の10に掲げるものとすること。	床面積の合計2,000平方メートル以上又は駐車台数30台以上の規模
10 標識	第1の12に掲げるものとするほか、次に掲げるものとすること。 (1) 乗車券等販売所の付近の見やすい位置に、当該乗車券等販売所があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 (2) 標識に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。	全ての規模
11 案内設備	第1の13に掲げるものとするほか、次に掲げるものとすること。 (1) 第1の13の(1)及び(2)の案内板その他の設備は、乗車券等販売所の配置を表示するものであること。 (2) 第1の13の(1)の案内板その他の設備に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。 (3) 車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備を設けるものであること。	
12 案内設備ま	第1の14に掲げるものとすること。	

での経路	
13 改札口	改札口その他これに類するもののうち1以上は、幅を、80センチメートル以上とすること。
14 乗降場	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) ベンチその他の休憩設備を設けること。</p> <p>(3) 鉄道の駅又は軌道の停留場のプラットホームは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の線路側への転落を防止するための設備を設けるものであること。</p> <p>イ 線路側以外の端部に転落防止柵を設けるものであること。</p> <p>ウ 車両の接近を文字等及び音声により警告するための設備を設けるものであること。</p> <p>(4) バスターミナルの乗降場は、端部のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分に、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(5) 旅客船ターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けるものであること。</p> <p>イ タラップその他の乗降用設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(ロ) 手すりを設けるものであること。</p> <p>(6) 航空旅客ターミナルの旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>ウ 手すりを設けるものであること。</p>

備考 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。  
 2 第1の基準を適用する場合には、第1の事項の欄中「公益的施設等」とあるのは、「公共の交通機関の施設」とする。

第3 公共施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 歩道	<p>(1) 次に掲げる段差を解消するための措置をすること。</p> <p>ア 次に掲げる箇所の段差を切り下げること。</p> <p>(イ) 歩道の巻き込み部分</p> <p>(ロ) 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>(ハ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分</p> <p>イ 段差の切下げ部分のすりつけ勾配は、8パーセント以下とするよう努めること。</p> <p>ウ 段差を切り下げた箇所の車道との高低差は、2センチメートル以下とするよう努めること。</p>

	<p>エ 段差を切り下げた箇所の縁石に勾配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること、当該縁石と車道との間に段差を設けること等視覚障害者が車道との境界を識別するための措置を講ずるよう努めること。</p> <p>オ 段差を切り下げた箇所に点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p> <p>(2) 幅は、200センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>(3) 段差を切り下げた箇所以外の箇所の車道との高低差は、5センチメートル以下とするよう努めること。ただし、バスの停留所が設けられている箇所、トンネル内の箇所及び沿道の土地との段差が生ずる等の理由によりこれによることが不適当な箇所については、この限りでない。</p> <p>(4) 視覚障害者の歩行が多いもの及び公共の交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶものにあつては、線状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>
2 出入口	<p>公園等にあつては、1以上を次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下であること。</p>
3 園路	<p>公園等にあつては、1以上を次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下であること。</p> <p>(3) 縦断勾配が4パーセントを超える箇所にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>イ 第1の5の(2)のア及びウに掲げるものであること。</p> <p>(4) 公園等の園路を横断する排水溝に車椅子のキャスターが落ち込まないように措置するものであること。</p>
4 階段	<p>公園等にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 回り階段としないこと。</p> <p>(2) 階段の方向が変わる箇所に踊場を設けるものであること。</p> <p>(3) 高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、側面に握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p>
5 便所	<p>公園等にあつては、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を第1の7の(1)から(3)まで及び(6)に掲げるものとする。</p>
6 駐車場	<p>公園等の駐車台数30台以上のものの駐車区画にあつては、その1以上を次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 出入口又はエレベーターまでの通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 路面に高低差のある場合には、第1の5の(1)のイからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。</p> <p>イ 第1の9の(1)のア及び(2)のウに掲げるものであること。</p> <p>(2) 屋外のものにあつてはその出入口、屋内のものにあつては出入口又はエレベーターにそれぞれ近い位置に設けるものであること。</p> <p>(3) 第1の10の(1)のア、ウ及びエに掲げるものであること。</p>
7 案内	<p>公園等にあつては、次に掲げる案内板及び標識を設けること。</p> <p>(1) 高さ、照明及び文字の大きさは、高齢者等が見やすいものであること。</p> <p>(2) 案内板は、次に掲げるものであること。</p>

	<p>ア 主要な出入口の付近に設けるものであること。</p> <p>イ 3に掲げる園路及び5に掲げる便所の配置を表示するものであること。この場合において、当該便所の配置は、J I S適合図を用いて表示するものであること。</p> <p>(3) 標識は、園路の要所及び5に掲げる便所の付近に設け、これらの位置を示すものであること。この場合において、当該便所の位置を示す標識は、J I S適合図を用いたものであること。</p>
--	---

別表第4の2を次のように改める。

別表第4の2（第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 物販店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店等 (7) クリーニング取次店等	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
2	(1) 病院等 (2) 劇場等 (3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。） (4) 博物館等 (5) 銀行等 (6) 地下街等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
3	ホテル等	客室の合計50室以上の規模
4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模

備考 1の項又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあつては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

別表第4の2の次に次の3表を加える。

別表第4の3（第12条の3関係）

建築物	基準規定	規模
1 条例別表第1の1の項から14の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項第1号	公衆便所及び停車場等を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号、第17条、第18条第2項第1号（1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分への適用に限る。以下この表において同じ。）並びに同項第3号、第4号イ及び第5号	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

	政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	銀行等にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 駐車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第19条から第21条まで	(1) 公衆便所にあつては、床面積の合計50平方メートル以上の規模 (2) 学校にあつては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、駐車場等及び公衆便所を除く建築物にあつては、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
2  条例別表第1の15の項から22の項までに掲げる建築物	政令第14条第1項第1号及び第19条から第21条まで	(1) 次に掲げる建築物にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であつて、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 ア 物販店舗 イ ホテル等 ウ 遊技場 エ クリーニング取次店等 (2) (1)のアからエまでを除く建築物にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第14条第1項第2号、第17条並びに第18条第2項第1号、第3号、第4号イ及び第5号	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）	(1) ホテル等にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模 (2) 展示場及びホテル等を除く建築物にあつては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
3  条例別表第1の23の項に掲げる建築物	政令第14条第1項第1号、第18条第2項第2号イ（外部出入口に係る部分への適用を除く。）及び同号ロ（外部出入口の戸の構造に係る部分への適用を除く。）並びに第19条から第21条	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であつて、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模



	まで	
	政令第14条第1項第2号並びに第18条第2項第3号及び第4号イ	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、建築物の床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
4 条例別表第1の24の項に掲げる建築物	政令第14条第1項第1号及び第2号、第17条、第18条第2項第1号、第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第3号、第4号イ及び第5号並びに第19条から第21条まで	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
5 条例別表第1の25の項に掲げる建築物	政令第14条第1項第1号及び第2号、第17条、第18条第2項第1号、第2号（外部出入口を除く出入口への適用に限る。）、同項第3号、第4号イ及び第5号並びに第19条から第21条まで	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模（同欄本文の規模をいう。以下同じ。）であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第18条第2項第2号ロ（外部出入口の戸の前後の高低差に係る部分への適用に限る。）	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る別表第4の4に定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

別表第4の4（第12条の4関係）

建築物 特定施設	事 項
1 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後（風除室内を含む。）には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (2) 駐車場等にあつては、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する出入口の前後には、点状ブロック等を敷設すること。 (3) 政令第18条第2項第2号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。
2 廊下等	政令第11条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとする。こと。 (1) 次に掲げる特別特定建築物にあつては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア 病院等 イ 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）

	<p>(2) 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する廊下等の部分</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する廊下等の部分</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分</p> <p>(3) 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計5,000平方メートル以上のものに限る。）にあつては、移動等円滑化経路（政令第18条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 劇場等</p> <p>ウ 運動施設</p> <p>エ 博物館等</p> <p>オ 展示場</p> <p>カ 物販店舗</p> <p>キ ホテル等</p> <p>ク 飲食店</p> <p>(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち1以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。</p> <p>イ 下部に高さ65センチメートル以上であつて、かつ、奥行き45センチメートル以上の空間を設けるものであること。</p> <p>(5) 駐車場等にあつては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路であること。</p> <p>ア 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分</p> <p>イ アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分</p>
<p>3 階段</p>	<p>政令第12条の規定によるものとする階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 手すりは、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。</p> <p>(2) 駐車場等及び床面積の合計が2,000平方メートル以上の特別特定建築物（駐車場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）にあつては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。</p> <p>(3) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。</p> <p>(4) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(5) 段がある部分の下端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場の部分</p>

	<p>イ 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分</p> <p>(6) 停車場等にあつては、回り階段としないこと。</p>
<p>4 傾斜路</p>	<p>政令第13条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分に設ける手すりは、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。</p> <p>(2) 停車場等にあつては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。</p> <p>(3) 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がり設けるものであること。</p> <p>(4) 傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分</p> <p>ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路の踊場の部分</p> <p>エ 当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分</p>
<p>5 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 政令第18条第2項第5号の規定によるものとするエレベーター（(4)に掲げる昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かご内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>イ かご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。</p> <p>ウ かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。</p> <p>エ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>オ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。</p> <p>カ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるものであること。</p> <p>キ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) かごの幅は140センチメートル以上であること。</p> <p>(4) かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。</p> <p>ク 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) かご及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視</p>

	<p>認できる構造であること。</p> <p>(イ) かご及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。</p> <p>(2) 床面積の合計2,000平方メートル以上の共同住宅(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設けるものを除く。)にあつては、次に掲げるエレベーターを設けること。</p> <p>ア 移動等円滑化経路と連結するものであること。</p> <p>イ かごの幅は100センチメートル以上であつて、奥行きは110センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 政令第18条第2項第5号(ハ、チ及びリを除く。)及び(1)のアからカまでに掲げるものであること。</p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物にあつては、かごの幅が100センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが110センチメートル以上の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち1以上を政令第18条第2項第5号(ハ、チ及びリを除く。)及び(1)のアからカまでに掲げるものとする。ただし、(1)又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。</p> <p>(4) 政令第18条第2項第6号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。</p>
6 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下6において同じ。)は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>(9) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であつて、かつ、その前後に高低差がないものであること。</p> <p>(a) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。</p> <p>(7) 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。</p> <p>(イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。</p> <p>(9) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>イ 次に掲げる構造の腰掛式便所を1以上設けるものであること。ただし、共同住宅、寄宿舎及び政令第14条第1項第1号の規定により設けるものと</p>

する車いす使用者用便房を設ける特別特定建築物（共同住宅及び寄宿舍を除く。）を除く。

(7) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。

(4) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。

(5) 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。

ウ 次に掲げる特別特定建築物にあつては、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置に当該設備を備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けるものであること。

(7) 特別特定建築物（次に掲げる特別特定建築物並びに(イ)及び(ウ)に掲げる特別特定建築物を除く。）であつて、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの

- a 学校
- b 老人ホーム等
- c 自動車教習所
- d 遊技場
- e 理髪店等
- f クリーニング取次店等
- g 学習塾等
- h 路外駐車場等
- i 共同住宅
- j 寄宿舍
- k 事務所等

(4) 公衆便所

(5) 次に掲げる特別特定建築物であつて、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの

- a 物販店舗
- b ホテル等

(3) 政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする車いす使用者用便房は、次に掲げるものとする。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。

ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。

イ 戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。

ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。

エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車いす使用者用便房である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。

オ 車いす使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。

(7) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。

(4) (2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)のアの(イ)については、この限りでない。

カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車いす使用者用便房を設けた便所である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであ

	<p>ること。</p> <p>(4) 政令第14条第1項第2号の規定により設けるものとする便房は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに限る。）にあつては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるものであること。</p> <p>(7) 病院等              (i) 劇場等              (ii) 官公署              (iii) 博物館等              (iv) 展示場              (v) 物販店舗              (vi) 飲食店</p> <p>イ アに掲げる設備を設ける便房にあつては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。</p> <p>(5) 政令第14条第2項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けること。</p> <p>(6) 駐車場等にあつては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。</p>
<p>7 ホテル等の客室</p>	<p>(1) 政令第15条第2項の規定によるものとする車いす使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 政令第15条第2項第1号の規定により設けるものとする便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 政令第15条第2項第1号イの規定により設けるものとする車いす使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。</p> <p>(i) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上であること。              b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p> <p>(ii) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(iii) 便所内に、6の(2)のアの(7)及び(7)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(iv) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。              (v) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>イ 政令第15条第2項第2号の規定によるものとする浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。</p>

	<p>(7) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>(4) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(9) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(2) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p> <p>(2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあつては、客の来訪又は非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>
<p>8 敷地内の通路</p>	<p>(1) 政令第16条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 段がある部分は、3の(1)から(6)までに掲げるものであること。</p> <p>イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 4の(2)及び(3)に掲げるものであること。</p> <p>(4) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(2) 政令第18条第2項第7号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝ぶたを設けること。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち1以上を、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、停車場等を除く特別特定建築物であつて、敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が政令第21条第2項及び(5)に規定するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 停車場等にあつては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの経路は、政令第21条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(5) 敷地内の通路の次に掲げる部分（視覚障害者等が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち2の(2)のアからウまで、3の(5)のア及びイ並びに4の(4)のアからエまでに掲げる部分は、この限りでない。</p> <p>ア 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分</p> <p>イ 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分</p> <p>ウ 車路に近接する部分</p> <p>エ 車路を横断する部分</p>
<p>9 駐車場</p>	<p>(1) 政令第17条第2項の規定によるものとする車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 区画面及び付近の見やすい位置に、車いす使用者用駐車施設である旨をJ I S適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。</p> <p>イ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車いす使用者用駐車施設を設けている旨をJ I S適合図を用いて表示し、車いす使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当</p>

	<p>該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車台数が30台以上の駐車場（共同住宅及び寄宿舎に設けるものを除く。）であって、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、政令第17条第1項及び(1)に規定する車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p>
<p>10 浴室等</p>	<p>(1) 次に掲げる特別特定建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室（寝室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下10において同じ。）を車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(7) 病院等</p> <p>(4) 老人ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）</p> <p>(9) 公衆浴場</p> <p>イ 床面積の合計5,000平方メートル以上のホテル等</p> <p>(2) (1)により設ける浴室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであること。</p> <p>ウ 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>オ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。</p> <p>カ 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした、出入りしやすい高さであること。</p> <p>(3) 次に掲げる特別特定建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>ア 学校</p> <p>イ 老人ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するものであって、床面積の合計1,000平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ウ 運動施設（床面積の合計1,000平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(4) (3)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅が80センチメートル以上であるシャワー用の区画を1以上設けるものであること。</p> <p>イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が80センチメートル以上とするものであること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。</p> <p>オ シャワー室に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。</p>
<p>11 1から10までに共通する</p>	<p>(i) 移動等円滑化経路</p> <p>次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にすること。</p> <p>ア 建築物（学校及び共同住宅等の施設を除く。）の地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室まで</p>



<p>事項</p>	<p>の経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）                  イ 建築物が共同住宅又は寄宿舎である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p>
<p>(2) 標識</p>	<p>次に掲げる特別特定建築物にあっては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近の見やすい位置に、当該階段があることをJ I S適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。                  ア イからエまでに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計1,000平方メートル以上のもの                  イ 官公署                  ウ 公衆便所 床面積の合計50平方メートル以上のもの                  エ 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計2,000平方メートル以上のもの                  (7) 学校                  (4) 物販店舗                  (9) ホテル等                  (5) 遊技場                  (4) クリーニング取次店等                  (6) 共同住宅                  (8) 寄宿舎</p>
<p>(3) 案内設備</p>	<p>ア 政令第20条第1項の規定により設けるものとする案内板は、J I S適合図を用いて表示すること。                  イ 政令第20条第1項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとする。ただし、当該階段の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。                  ウ 政令第20条第2項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとする。</p>

別表第4の5（第12条の6関係）

整備箇所	整備基準
<p>1 出入口</p>	<p>高齢者等が利用する主たる外部出入口は、別表第3の第1の2の(1)及び(2)のアからウまでに掲げるものとする。</p>
<p>2 廊下等</p>	<p>高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。                  (1) 別表第3の第1の3の(1)のア及びウに掲げるものであること。                  (2) 床面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は同表の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。</p>
<p>3 階段</p>	<p>高齢者等が利用する階段は、別表第3の第1の4の(1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げるものとする。</p>
<p>4 便所</p>	<p>ホテル等にあっては、高齢者等が利用する便所（客室の内部に設けるものを除く。）のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、別表第3の第1の7の(1)のアの(7)及び(4)、(2)並びに(3)のイからエまでに掲げるものとする。</p>

	と。
5 敷地内の通路	<p>(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 別表第3の第1の9の(1)のア及びイに掲げるものであること。</p> <p>イ 道等から外部出入口までの敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 幅は、120センチメートル以上であること。</p> <p>(4) 別表第3の第1の9の(2)のウに掲げるものであること。</p> <p>(9) 路面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は別表第3の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。</p> <p>(2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、別表第3の第1の9の(3)のアからウまでに掲げるものとする。</p>

別表第5第1の1中「敷地内通路」を「敷地内の通路」に改め、同表第1の1の(2)のイ中「蹴上げ」を「蹴上げ」に改め、同表第1の1の(2)のウ中「段を」を「段は」に改め、同表第1の3中「廊下その他これに類するもの」を「廊下等」に改め、同表第1の3の(3)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表第1の4の(1)中「こう配」を「勾配」に改め、同表第1の4の(4)及び(5)中「蹴込板」を「蹴込板」に改め、同表第1の10の(4)中「又は火災等」を削り、同表第1の10中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 寝室、寝室に至る階段及び台所に火災を入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。

別表第5第2の1中「敷地内通路」を「敷地内の通路」に、「車いす」を「車椅子」に、「こう配」を「勾配」に改め、同表第2の2の(1)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表第2の2の(2)中「用途面積」を「床面積の合計」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同表第2の2の(3)中「敷地内通路」を「敷地内の通路」に改め、同表第2の4中「廊下その他これに類するもの」を「廊下等」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同表第2の5の(4)及び(5)中「蹴込板」を「蹴込板」に改め、同表第2の6中「奥行」を「奥行き」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同表第2の6の(14)の次に次のように加える。

(15) かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。

(16) かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第7号から様式第9号までの規定中「第21条第1項」を「第21条第2項」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第12条の5関係)

建築物移動等円滑化基準緩和認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) 番

福祉のまちづくり条例第24条の6第3項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の概要	1 所在地	
	2 名称	
	3 主要用途	
	4 延べ面積	m <sup>2</sup>

申請の内容	1 福祉のまちづくり条例施行規則別表第4の4中適用しない事項	
	2 1の事項を適用しない部分の概要	
	3 建築物特定施設が円滑に利用できる措置又は1の事項を適用することが困難である理由	

備考 申請の内容は、必要に応じて別紙としてください。

様式第10号の2中「第12条の3」を「第12条の7」に、「第24条の4（第24条の6）」を「第24条の9（第24条の11）」に改める。

様式第10号の3を次のように改める。

様式第10号の3 削除

様式第10号の4中「第12条の5」を「第12条の9」に、「第24条の7第1項」を「第24条の12第1項」に改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

様式第13号の次に次の2様式を加える。

様式第14号（第17条の3関係）

福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

-----  
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

-----  
電 話（ ） 番

福祉のまちづくり条例第33条の3第3項の規定により、福祉のまちづくりアドバイザーのあっせんを受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の所在地				
特定施設の名称				
特定施設の主要用途				
特定施設の延べ面積	㎡			
既存部分の建築時期等	完成	年	月	設計図 有 ・ 無
点検及び助言を受けたい整備又は運営の事項及び内容				
点検及び助言を受けたい時期				

備考 1 「既存部分の建築時期等」の欄は、申請に係る施設が既存の施設である場合にのみ記入し、設計図の有無については、該当するものを○で囲んでください。

2 点検及び助言を受けたい整備又は運営の事項及び内容は、必要に応じて別紙としてください。  
様式第15号（第17条の4関係）

県民参加型特定施設認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

-----  
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

-----  
電 話（ ） ー 番

福祉のまちづくり条例第33条の4の規定により、県民参加型特定施設として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特定施設の所在地	
特定施設の名称	
特定施設の主要用途	
特定施設の延べ面積	m <sup>2</sup>
特定施設の所有者	
特定施設の管理者	

備考 特定施設の所有者及び特定施設の管理者については、申請者と異なる場合に記載してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（類似の用途）

- 2 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第42号）附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（同条例による改正後の福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の4の規定により追加した特定建築物を含み、改正後の条例第24条の5に規定する規模以上の用途の変更を行うものをいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- (1) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- (2) 劇場、映画館又は演芸場
- (3) 集会場又は公会堂
- (4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (5) ホテル又は旅館
- (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- (7) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (8) 博物館、美術館又は図書館